

都市計画道路東京丸子横浜線（綱島地区）街路整備事業に伴う測量説明会

－ 議 事 要 旨 －

道路局建設部建設課では、都市計画道路東京丸子横浜線のうち、北綱島交差点付近から綱島駅前交差点付近までの区間について道路拡幅事業に着手しました。平成30年6月から事業区間970mについて現況を把握する測量を行う予定のため、沿道の方々を対象とする測量説明会を開催しました。

1 開催状況

- | | | |
|---------------------------------------|---|-------------------|
| (1) 日時：第1回説明会 平成30年5月15日（火）午後7時～8時30分 | } | 箕輪町町内会
綱島東町自治会 |
| 第2回説明会 平成30年5月17日（木）午後7時～8時30分 | | |
| 第3回説明会 平成30年5月19日（土）午前10時～11時30分 | | |
| | | |
| 第4回説明会 平成30年5月22日（火）午後7時～8時30分 | } | 北綱島自治会
綱島中町自治会 |
| 第5回説明会 平成30年5月24日（木）午後7時～8時30分 | | |
| 第6回説明会 平成30年5月26日（土）午前10時～11時30分 | | |
- (2) 場 所：綱島地区センター（港北区綱島西1-14-26）
- (3) 内 容：事業の概要
測量作業の詳細
今後のスケジュール

2 主な質疑応答

(1) 事業の概要に関すること

Q1 拡幅後の中心線は、現況の中心線から変更はあるのでしょうか。

A1 基本的に直線の道路のため、概ね現況と同じ線形です。

Q2 車道拡幅により歩道が狭くなるのは困ります。

車道2車線で足りるのではないのでしょうか。

A2 交通量が10,000台以上のため、4車線必要です。

また、これまで線形指導を行っている経緯も踏まえ、歩道拡幅のために都市計画線の変更はできません。

Q3 現況幅員（12m）から拡幅（20m）すると建築物が都市計画線にあたるのではないのでしょうか。

A3 説明に使用した横断図は道路中心線から均等に4mずつ拡幅される例ですが、場所により左右の拡幅範囲は異なります。拡幅範囲を示す都市計画線はこれまでの線形指導

を参酌基準として測量を行った後、確定するため、現段階での回答はできかねます。

Q4 事業化を行うにあたり、法的制限や収用による補償の内容を教えてください。

A4 下半期に予定している用地補償説明会にて建築物の制限や補償制度について説明します。その後、用地買収が必要な方については個別に対応させていただきます。

Q5 東側から工事を進めていく理由を教えてください。

A5 新駅の開業に合わせて道路拡幅効果が得られるよう進捗を図るためです。

また、西側、神明社部分の拡幅については急勾配の階段を掘削しなければならないため、施工方法に工夫が強いられることとなり、現段階ではまだ検討中です。

早急に整備効果を得るため、まず東側から施工を行うのが効率的だと考えております。

Q6 両側拡幅が完了するのは平成 36 年度でしょうか。早期整備をお願いします。

A6 事業認可上、平成 36 年度の完成を目標としています。用地交渉の進捗次第では延伸もあり得ます。

Q7 綱島駅交差点から大綱橋方面は整備しないのでしょうか。

A7 都市整備局の土地区画整理事業の中で行います。

Q8 (仮称) 新綱島駅周辺で行われている土地区画整理事業に関する情報が少ないので、情報がほしい。

A8 (仮称) 新綱島駅周辺の土地区画整理事業は都市整備局市街地整備推進課という部署が進めています。市街地整備推進課に確認したところ、横浜市ホームページに事業内容をお知らせしているとのことでしたので、そちらをご覧ください。

(参照リンク先 <http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/seibisuishin/tuna/>)

なお、ご不明点等があれば、恐れ入りますが直接担当部署にお問い合わせください。

新綱島駅周辺土地区画整理事業の問い合わせ先

横浜市都市整備局市街地整備推進課 電話045-671-3519

Q9 川崎市内の綱島街道には自転車専用道路があるが設置する予定はないのでしょうか。

A9 自転車専用道路を設置するにはその幅員として 1.5m 必要。それに加え歩道の幅員も 2m 必要となります。自転車専用道路を設置するには、歩道の幅員を縮小することになり、2m確保できないため、設置は困難です。一方、道路交通法上、13 歳未満及び 70 歳以上の方は、緊急の場合、歩道走行が認められていますが、基本的には車道を走行していただくこととなっています。

Q10 今後のスケジュールで平成 30 年度設計、工事開始が平成 33 年度になっているが、工事開始まで時間がかかりすぎではないでしょうか。

A10 測量をさせていただき、設計が完了次第、用地取得に向けたご相談に入りますが、話し合いには時間を要します。ある程度まとまった範囲の用地取得ができた段階で工事を進めていきたいと考えていますので、あくまでも目安です。

(2) 測量作業の詳細に関すること

Q1 境界立会は土日でも対応可能ですか。

A1 可能です。候補日をいくつか提示させていただき、可能な限り、ご都合に合わせて対応します。

Q2 道水路境界調査立会の連絡はハガキで来ますか。また時期はいつからでしょうか。

A2 立会の連絡は港北土木事務所からハガキで連絡します。測量は現地測量から進めていき、測量図面ができた段階で道水路等境界調査についても行っていきます。立会の時期については秋ごろを予定しています。

Q3 境界確認の際は土地、建物所有者の両者の立会いが必要ですか。

A3 今回の測量において境界確認の立会をいただくのは土地所有者の方のみとなります。ただし、敷地内に立ち入らせていただく場合は、借地権者の方にもご連絡させていただきます。

(3) その他

Q1 地元の集まりで神社を集会所としていますが、既存の階段が急勾配となっています。道路工事に伴って階段の下側を取られるともっと急勾配となり不便になりそうですが、対策は考えていますか。

A1 行事等もあると思うので調整しながら工事を進めていきたい。階段については相談させていただきます。

3 説明会の様子

5月15日（火）



5月17日（木）



5月19日(土)



5月22日(火)



5月24日(木)



5月26日(土)

